

鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 住宅

社会資本整備総合交付金交付要綱（平成22年3月26日国官会第2317号。以下「国要綱」という。）附属第II編ロ-16-(12)で引用するイ-16-(12)（以下「附属第II編16-(12)」という。附属第III編においても同じ。）-① 1. 第2項第一号に定める住宅をいう。

(2) 建築物

住宅以外の建築物をいう。

(3) 擁壁

住宅又は建築物の敷地を保全するために設置される鉄筋コンクリート造、石造その他これらに類する腐らない構造の擁壁をいう。

(4) ブロック塀

住宅又は建築物に附属して設置されるれんが造、石造、コンクリートブロック造その他の組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。

(5) 対象建物等

住宅、建築物、擁壁若しくはブロック塀をいう。

(6) 耐震診断

国要綱附属第II編16-(12)-①3. 第一号イ、ロ 又は第二号イ、ロに定める耐震診断をいい、別表1第2欄(1)に掲げるものとする。

(7) 改修設計

国要綱附属第II編16-(12)-①3. 第一号ハ 又は第二号ハに定める耐震化のための計画の策定（工事監理を除く）をいう。

(8) 耐震改修、建替又は除却

国要綱附属第II編16-(12)-①3. 第四号、第五号、第六号、第七号、八号又は第九号に定める耐震改修、建替又は除却をいう。

(9) 耐震改修等

耐震診断、改修設計、耐震改修、建替又は除却をいう。

(10) 設計図書

建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項第12号に定める書類をいう。

(11) 「木造住宅の耐震診断と補強方法」

一般財団法人日本建築防災協会発行の「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」をいう。

(12) 指針

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（平成18年国土交通省告示第184号（別添））をいう。

(13) 要緊急安全確認大規模建築物

耐震改修促進法附則第3条に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。

(14) 防災拠点建築物

耐震改修促進法第5条第3項第1号に規定する建築物をいう。（鳥取県耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）

(15) 通行障害既存耐震不適格建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号又は第6条第3項第1号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物をいう。（耐震改修促進計画に記載された建築物に限る。）

(16) 緊急輸送道路沿道等建築物

- 国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第六号で交付対象となる住宅及び建築物をいう。
- (17) 避難路沿道等建築物
国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第七号で交付対象となる住宅及び建築物をいう。
- (18) 避難所等
国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第八号で交付対象となる建築物をいう。
- (19) 特定天井
国要綱附属第Ⅱ編16-(12)①3. 第九号で交付対象となる天井をいう。
- (20) 耐震シェルター
地震による住宅の倒壊から生命を守るための装置（部屋型のものに限る。）で、国、地方公共団体等により一定の評価を受けたものをいう。
- (21) 非構造部材
屋根ふき材、内装材、外装材、帳壁その他これらに類する建築物の部分及び広告塔、装飾塔、その他建築物の屋外に取り付けるもの及び建築設備をいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は耐震改修促進計画に基づき、住宅、建築物、擁壁及びブロック塀（住宅又は建築物に付属するものに限る。以下同じ。）の耐震診断及び耐震改修並びに住宅・建築物の建替及び除却（耐震改修に代えて行うものに限る。以下同じ。）を促進することにより、これらの安全性の向上を図り、震災に強いまちづくりを促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、前条の目的を達成するため、次の第1号、第2号又は第3号に掲げる市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。ただし、第2号に掲げる間接補助事業に係る補助の対象が同一である県の他の助成制度を利用しているものには、本補助金は交付しないものとする。

- (1) 国要綱に基づき、一戸建ての住宅（第4号ア、イに掲げる要件に該当するものに限る。）について別表1第2欄（1）に掲げる耐震診断を行う市町村。
- (2) 国要綱に基づき、別表1から別表4の第1欄に掲げる対象建物等について各表の第2欄に掲げる事業を行う民間事業者に対し、間接補助対象経費の額に3分の2（耐震改修、建替又は除却等の場合にあっては、23パーセント）を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する市町村。
- (3) 国要綱に基づき、鳥取県内の住宅の所有者に対し、別表5に掲げる住宅耐震化の普及啓発を目的として行う学習会、出張説明会、戸別訪問等（以下「学習会等」という。）を開催する市町村。
- (4) 第2号の対象建物等は次のすべての要件に該当するものであること。
- ア 建築された時期がそれぞれ次に掲げるものであること。（擁壁又はブロック塀を除く）
(ア) 一戸建ての住宅については平成12年5月31日以前に建築されたもの（屋根瓦耐震対策及び非構造部材耐震対策を除く。）
(イ) 特定天井については平成26年3月31日以前に建築されたもの
(ウ) (ア)、(イ)以外については昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- イ 原則として本補助金の交付申請を行う時点において、建築基準法第9条第1項の規定に基づく命令を受けているものでないこと。
- ウ 擁壁又はブロック塀の場合にあっては、住宅又は建築物と併せて耐震改修等を実施する場合で、多数の者が通行する道路に面したものであること。
- エ 改修設計、耐震改修、建替、除却又は耐震シェルター設置の場合にあっては、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものであること。（特定天井の改修設計、耐震改修又は除却の場合にあっては、耐震診断の結果、当該特定天井の脱落の危険性があると判断されたものであること。）
- オ 屋根瓦耐震対策及び非構造部材耐震対策の場合にあっては、昭和56年6月1日（木造建築物については平成12年6月1日）以後に建築されたもの、又は昭和56年5月31日（木造建築物については平成12年5月31日）以前に建築されたもののうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性が低いと判断されたもの若しくは耐震改修を実施したものであること。
- (5) 第2号の間接補助対象経費の額については次のとおりとする。

- ア 耐震診断又は改修設計の場合にあっては、別表1第3欄に定める額を限度とする。
- イ 耐震改修（一戸建ての住宅を除く。）の場合にあっては、別表3第3欄に定める額を限度とする。
- ウ 建替又は除却の場合にあっては、耐震改修に要する費用相当分とする。
- エ とつとり住まいの支援事業に基づく補助金を利用する場合にあっては、当該補助金の交付対象となる県産材の材料に係る経費を除く。
- オ 仕入控除税額（当該経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。
- 2 本補助金の額は、次に掲げる額の合計額（千円未満の端数は、切り捨てるものとする。）以下とする。
- (1) 前項第1号に規定する耐震診断に要する費用の額（別表1第3欄に定める額を限度とする。）に4分の1を乗じて得た額。
- (2) 前項第2号の耐震診断又は改修設計については間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額。
- (3) 前号の規定にかかわらず、要緊急安全確認大規模建築物の改修設計又は通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断又は改修設計について、市町村が民間事業者に対して間接補助対象経費の額に6分の5を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合にあっては、間接補助対象経費の額に4分の1を乗じて得た額。
- (4) 耐震改修、建替又は除却等については次のとおりとする。
- ア 一戸建ての住宅にあっては、間接補助対象経費の額に別表2の第3欄の割合を乗じた額と、第4欄の限度額と、市町村が民間事業者に対して間接補助金を交付する額のいずれか少ない額に4分の1を乗じて得た額。
- イ 要緊急安全確認大規模建築物について、市町村が民間事業者に対して間接補助対象経費の額に600分の269を乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合にあっては、間接補助対象経費の額に6分の1を乗じて得た額。
- ウ 防災拠点建築物、通行障害既存耐震不適格建築物、緊急輸送道路沿道等建築物、避難所等又は避難所等の特定天井について、市町村が民間事業者に対して間接補助対象経費の額に3分の1乗じて得た額以上の間接補助金を交付する場合にあっては、間接補助対象経費の額に12分の1を乗じて得た額。
- エ 非構造部材耐震対策にあっては、間接補助対象経費の額に別表4の第3欄の割合を乗じた額と、第4欄の限度額と、市町村が民間事業者に対して間接補助金を交付する額のいずれか少ない額に4分の1を乗じて得た額。
- オ アからエ以外の場合にあっては、間接補助対象経費の額に5.75パーセントを乗じて得た額。
- (5) 学習会等の運営に要する費用の額（別表5の第2欄に定める額を限度とする。）に4分の1を乗じて得た額。
- 3 鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、対象事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

（交付申請の時期等）

- 第5条 本補助金の交付申請は、当該申請に係る市町村事業又は間接補助事業（以下「対象事業」という。）について、国要綱に基づく国の補助金の交付決定の通知を市町村が受理した日、又は当該交付決定が確実に見込まれると市町村が確認した日以降に行わなければならぬ。
- 2 規則第5条の申請書に添付すべき同様第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、間接補助対象経費に係る仕入控除税額が明らかでないときは、前條第1項第5号キの規定にかかわらず、前條第2項第1号、第4号の額と仕入控除税額を含めて算定した同様第2号、第3号の額との合計額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第4条第1項第5号キの規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、間接補助事業に係る仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(間接交付の条件)

第7条 間接補助事業について本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第4条第1項第2号に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

| | | |
|--|----------------|-----------|
| 第11条、第12条（第4項を除く。）、第13条から第15条まで、第16条第2項後段、第17条及び第26条 | 補助事業者等 | 間接補助事業者 |
| | 交付決定 | 間接交付の決定 |
| | 補助事業等 | 間接補助事業 |
| | 様式第2号による | 補助事業者が定める |
| | 知事 | 補助事業者 |
| | 様式第3号による | 補助事業者が定める |
| | 対象事業 | 間接補助事業 |
| | 様式第4号による | 補助事業者が定める |
| | 様式第5号による | 補助事業者が定める |
| | 補助金等及び間接県費補助金等 | 間接補助金 |

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第11条第3号の知事が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、本補助金に係る経費の3割を超える減額（経費の3割に相当する金額が3,000千円以下であるときは3,000千円）に係る変更以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第3号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、次に掲げる変更等を定めてはならない。

- (1) 前条第1項に規定する変更に該当しない変更
- (2) 間接補助事業の中止又は廃止

(指示等の報告)

第11条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じ

た内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第12条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（1） 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、原則として対象事業の完了又は間接補助金の交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日

（2） 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月15日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第2号及び様式第4号によるものとする。

3 規則第17条第3項の規定による報告は、各年度（第1項の報告に係る年度を除く。）の翌年度の4月10日までに行わなければならない。

4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額に対応する額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額に対応する額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、本補助金の対象となる経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第13条 補助事業者は、間接補助事業について本補助金の支払いを受けたときは、その支払いを受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(雑則)

第14条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、生活環境部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年10月13日から施行し、平成17年度の間接補助事業から適用する。

(鳥取県震災に強いまちづくり促進事業の廃止)

2 次に掲げる要綱は、平成17年10月12日限り廃止する。

（1） 鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱（平成15年3月26日建第1037号鳥取県国土整備部長通知）

(経過措置)

3 この要綱の施行後、平成17年度に限り、第6条第1項の規定の適用については、同項中「毎年4月30日までに」とあるのは、「12月28日までに」とする。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成18年5月30日から施行し、平成18年度の間接補助事業から適用する。

(経過措置)

2 この改正の施行前に鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた間接補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成19年5月7日から施行する。

(経過措置)

2 この改正の施行前に鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた間接補助事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この改正は、平成20年4月30日から施行する。

(経過措置)

2 この改正の施行前に鳥取県震災に強いまちづくり促進事業補助金交付要綱の規定により交付決定が行われた間接補助事業については、なお従前の例による。

附 則

1 この改正は、平成21年5月14日から施行し、平成21年度の補助事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成21年7月31日から施行し、平成21年6月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成22年4月30日から施行し、平成22年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

1 この改正は、平成22年12月28日から施行し、平成22年12月28日以降の補助事業から適用する。

2 第4条第1項第4号の規定は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

1 この改正は、平成23年7月14日から施行し、平成23年7月14日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成25年7月3日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成26年1月14日から施行し、平成26年1月14日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

1 この改正は、平成26年6月23日から施行し、平成26年4月1日以降の補助事業から適用する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年11月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。